

日本グループ・ダイナミックス学会会則

第1章 目的と事業

第1条（名 称） この会は日本グループ・ダイナミックス学会と称する。

第2条（事務所） この会の本部事務局、編集事務局はそれぞれ、この会の規程に基づいて選任された事務局担当常任理事、編集委員長の研究室室内におく。この会の事務支局は当分の間、中西印刷株式会社（〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入ル）内におく。

第3条（目 的） この会は日本におけるグループ・ダイナミックスの研究ならびに実践を促進し、会員相互の連携協同を図ることを目的とする。

第4条（事 業） この会は前条の目的を達成するため、つぎの事業を行なう。

1. 会員の研究促進を目的とする年次の研究発表大会および総会（日本グループ・ダイナミックス学会大会と呼ぶ）の開催。
2. 機関誌および会報その他刊行物の編集発行。
3. 広範な連携協力を必要とする研究課題について関係有志会員の共同研究の実施。
4. 実践面への応用を目的とする諸研修会の開催。
5. グループ・ダイナミックスに関する内外の学術的活動ならびに諸文献の調査およびその報告。
6. 内外におけるグループ・ダイナミックスおよび隣接諸科学の諸団体との緊密な連絡。
7. 若手研究者の研究活動の奨励事業。
8. その他この会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 組織と運営

第5条（会 員） この会の会員は、正会員および賛助会員とする。正会員はグループ・ダイナミックスに関心を持つ研究者（大学院生を含む）、またはグループ・ダイナミックスの実践・実務に携わる者であって、この会の趣旨に賛同する個人とする。正会員であって本会の運営・学術研究活動に功労のあった個人を理事会が推薦し総会の承認を得たときはその者を名誉会員とする。名誉会員の会費は徴収しない。賛助会員はこの会の事業に財政的援助をなす者で理事会が承認した個人、法人または団体とする。

第6条（入退会） この会に正会員として入会しようとする者は、この会所定の書式により入会を申請するものとする。理事会は入会の適否を審査し、入会を承認した者の氏名を機関誌または会報で紹介する。賛助会員としての入会は理事会が審査し承認するものとする。所定の会費を1年以上納入しない者およびこの会に損害を与え、またはこの会の名誉を著しく傷つけた者は、理事会の決議を経て退会を求めることがある。

第7条（役 員） この会につぎの役員をおく。その選出方法はこの会が定める役員選出規程による。

1. 理事 21名
2. 監査 2名

理事には常任理事7名を含む。常任理事には会長1名を含む。

他に副会長1名を常任理事の中から選出することができる。

第8条（役員の任務） 1. 会長はこの会を代表し、理事会の決議に基づいて会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、運営事務を統括する。
3. 常任理事は常任理事会の構成員としてその会務を行う。
4. 理事は理事会の構成員としてその会務を行う。理事はこの会の目的達成と発展の推進者としての任を負う。地区別に選出された理事は所属地区における研究活動の推進者としての任を併せ負うものとする。
5. 監査はこの会の会計および会務執行を監査し、会員に報告する。

第9条（役員の任期） 役員の任期は役員改選年度の翌年度より2年とする。ただし、理事は会長在任期間を

含む場合は引き続き3期、それ以外の場合は引き続き2期を超えてその任に留まることはできない。また、監査は引き続き2期を超えてその任に留まることはできない。

第10条（運 営） この会はずぎの運営組織をもつ。

1. 総会 この会の会員をもって構成し、この会の最高機関として会の意思と方針を決定する。総会は1年に1度開催する。ただし必要に応じて臨時総会を開くことができる。
2. 理事会 理事をもって構成し、この会の事業の運営と執行の責任を負う。ただし年次大会の委員長が理事でない場合は、その年次大会において開催される理事会に年次大会委員長の出席を求めるものとする。
3. 常任理事会 常任理事をもって構成し、理事会の委託を受けてこの会の通常会務の執行にあたる。
4. 委員会 理事会は業務の運営に資するために、必要な委員会を設けることができる。

第3章 会 計

第11条（会 計） この会の経費は会費、寄附金、補助金およびその他の収入とする。会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日でおわる。

第4章 雑 則

第12条（細 則） この会の事業および運営を明細化するために別に細則を設ける。

第13条（改 正） この会則の変更は総会の決議による。ただし第2条は理事会の決議によって変更できるものとする。

第14条（細則改正） 第12条の規程による細則の新設改廃は理事会の決議によって効力を発するが、その決議の後、最初に行なわれる総会において報告されなければならない。

第15条（実 施） この会則は1971年9月27日から実施される。

附 則

この改正会則は、1996年3月5日から発効する。ただし第9条については1996年度から適用する。

附 則

この改正会則は、2000年10月2日から発効する。

附 則

この改正会則は、2001年10月29日から発効する。

附 則

この改正会則は、2004年5月7日から発効する。

附 則

この改正会則は、2007年2月23日から発効する。

附 則

この改正会則は、2011年12月2日から発効する。

日本グループ・ダイナミックス学会会則細則

第1章 通則

第1条 日本グループ・ダイナミックス学会会則第12条によりこの会の事業運営のための諸規程を設ける。

第2章 大会規程

第2条 大会は原則として毎年1回開催する。

第3条 大会の主催者は、原則として正会員の所属する組織を単位とし前年度の総会で決定する。

第4条 大会の主催者は大会委員長および大会委員をさだめる。大会委員長は大会の企画運営の一切に対して権限をもつが大会の次第には必ず次の事項を含めねばならない。

1. 会員の研究発表
2. 日本グループ・ダイナミックス学会総会の開催
3. 理事会の開催

第5条 大会の経費は大会補助金、大会会費、寄附金等によって支弁する。

第6条 大会会費は出席会員および臨時参会者より徴収する。

第7条 大会委員長は逐次大会次第を会員に刊行配布する。研究発表を希望する会員は、大会委員長の指定する様式に従い指定の期日までに申し込まねばならない。

第8条 大会委員長は第4条第3項に規定する理事会に出席するものとする。

第3章 総会規程

第9条 総会は会長が主催し、毎年1回大会時に開催する。ただし正会員の1/5以上の要請または理事会の決議がある時は、会長は臨時総会を召集しなければならない。

第10条 総会は全正会員の過半数の出席をもって成立する。ただし定足数に満たないときは仮総会とする。

第11条 総会および仮総会の議決は出席会員の過半数の同意をもって成立する。ただし、仮総会の場合には、その決議事項を全会員に通報し、その後1月以内に会員総数の過半数が文書によってこれに反対しないときは総会の決議としての効力を発するものとする。

第12条 大会時の総会には必ず次の事項を含まねばならない。

1. 会長の事業報告
2. 次期大会の主催者決定
3. 役員改選年度においては役員の選挙結果の報告
4. 会務会計の報告
5. 優秀論文賞の審査経過報告と授与

第13条 総会に議事を提案しようとする者は、原則として提案責任者氏名、議題、提案理由要旨を総会前の理事会開催前までに理事会に提出しなければならない。

第4章 理事会規程

第14条 理事会は本会の事業の運営と執行の責任を負うが、会務の円滑なる運営を期すため、その決議により業務の一部を常任理事会に委託することができる。

第15条 常任理事会はその構成員の発議により随時開催するものとする。入退会に関する審議と承認について理事会から委託を受けた場合は、速かに審議するように務めねばならない。

第5章 会員規程

第16条 会員はこの会が発行する会員名簿、会報または機関誌によって紹介されなければならない。会員の住所・所属に変更がある場合には速かに事務局に届け出ねばならない。

第6章 役員選出規程

第17条 役員選挙の執行管理の責任は理事会が負う。理事会は選挙管理会を指名しその業務を指揮監督する。

第18条 選挙管理会は役員改選年度の投票日前3月以内の会員名簿によって選挙台帳を作成し、その年度の大会開催前月末日までに選挙を完了するものとする。選挙台帳には第19条1項に定める被選出資格者の氏名を記載する。ただし、前年度分までの会費未納者は選挙台帳から削除する。

第19条 役員の選出方法及び定数は、つぎの定めによる。

1. [被選出資格] 理事、監査は正会員の中から選出する。ただし、名誉会員は除く。
2. [投票資格] 役員を選挙によって選出する場合の有権者は、正会員とする。ただし、名誉会員は除く。
3. [会長の選出] 会長の選出方法は下記の通りとする。
 - (a) 会長は正会員の選挙により定め、その投票により最高の得票を得たものとする。最高得票を得た者が2名以上いる場合には、抽選によってこれを決める。
 - (b) 会長選挙は、理事・監事の選挙と同時に行なう。
 - (c) 会長の被選挙権者は次期の就任時から数えて過去4年間に在職した会長および理事とする。ただし、名誉会員を除く。
 - (d) 会長の任期は通算2期（4年）までとする。
4. [理事の定数] 理事21名の定数区分と選出方法は以下のとおりとする。
 - (a) 地区別理事9名 会員の主たる研究拠点の所在地に基づき、理事選出のための地区区分を北海道・東北・関東（外国を含む）・中部・近畿・中国および四国・九州および沖縄の7区とし、関東地区と近畿地区は各2名、他の地区は各1名を当該地区に所属する有権者による選挙により選出する。地区の範囲は別表に定める。

(別表) 理事選挙の地区区分

地区	都道府県
北海道	北海道
東北	青森・岩手・宮城・秋田・福島・山形
関東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川
中部	新潟・富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・愛知・山梨
近畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・三重
中国・四国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知
九州・沖縄	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

- (b) 会長を除く全国区理事9名は第1項に定める被選出資格者の中から全有権者による選挙により選出する。当分の間、全国区理事のうち4名以上は投票締切日において40歳未満の被選出資格者の中から選出するものとする。
 - (c) 会長指名理事2名 会長は選挙により選出された理事との協議により、正会員の中からさらに2名を理事として指名する。
5. [常任理事の定数] 常任理事は7名とし、うち1名は会長がこれにあたり、理事の互選により4名を選出する。会長は理事の互選による常任理事との協議により、理事の中からさらに2名を常任理事として

指名する。

6. [副会長] 会長が運営上必要と認めたときは、常任理事の互選により副会長（事務局担当）を選出させることができる。
7. [欠員の補充] 地区別理事が任期の途中で所属地区を移動した場合は理事の資格を失う。役員に欠員が生じた場合、残任期間が1年以上の場合は、選挙による選出役員にあっては次点者をもって補い、指名による役員にあっては再指名によって補う。その任期は残任期間とする。残任期間が1年未満の場合は補充を行わないことを原則とする。

第20条 会長および理事、監査の選挙は郵便による無記名投票とする。選挙管理会の作成した所定の投票用紙によって指定の期日までに投票されたものをもって有効とする。

第21条 投票は会長および地区選出理事についてはそれぞれ単記、全国区選出理事については4名連記、監査については単記とする。

第22条 投票の方法および当選の決定はつぎの通りとする。

1. 選挙台帳に記載される被選出資格者について、つぎの区分を付記する。
 - (a) 投票締切日において理事である者の就任期間が1期目であるか2期目であるかの区分
 - (b) 投票締切日において40歳未満であるか否かの区分
 - (c) その者の属する地区の区分
2. 投票用紙の区分にしたがい、第1項(a)の区分から会長として1名、(a)の区分のうち2期目の者を除くすべての被選出資格者から全国区理事として4名および監査として1名、および(c)で区分された投票者の属する地区に属する被選出資格者から地区別理事として1名の氏名を記載して投票する。なお当分の間、全国区理事として連記する4名のうち2名以上は(b)の区分による40歳未満の者とする。会長および、全国区理事の投票区分を通じて同一人の氏名を記載することはできない。
3. (a) 会長としての得票数が最多数の者を会長とする。(b) 会長当選者以外の者の会長としての得票は全国区理事としての得票に加算する。全国区理事の当選の決定は得票順による。ただし当分の間、全国区理事定数順位の末位までに含まれる第1項(b)の区分による40歳未満の当選者が4名に達しないときは、40歳未満の者から得票順に4位までと、40歳未満を除く者から得票順に5位までを当選者とする。(c) 監査としての得票順に2名を監査当選者とする。(d) 地区別理事としての得票順に地区別理事当選者とする。
4. 同点者が生じた場合は抽選にする。
5. 全国区理事と地区別理事の両方に当選した者が生じた場合には地区選出の当選を先とし、全国区理事は次点者を順次当選とする。
6. 理事と監査の両方に当選した者が生じた場合には理事の当選を先とし、監査は次点者を当選とする。

第7章 会計規程

第23条 会計の執務は理事会が監督し、事務局担当常任理事がこれを行なう。

第24条 正会員の会費は当分の間、年間10,000円とする。ただし、大学院（修士・博士課程）在学中で定職を持たない会員の会費は、年間5,000円とする。入会金は当分の間1,000円とする。名誉会員からは会費を徴収しない。賛助会員の会費は年間一口20,000円とする。

第25条 会員はその年度の会費を毎年4月末日までに納入しなければならない。新たに入会が決定した者は、その年度の会費および入会金を納入した日から会員としての資格をもつ。

第26条 監査は毎会計年度末に会計監査を行い、翌年度の総会に報告してその承認を得る。

第27条 予算案は理事会が決定し、その年度の総会の承認を得る。

第8章 機関誌規程

第28条 本会は会員の研究促進および研究成果の公表、学会活動の報告、その他本会の目的を達成するために学会機関誌を発行する。

第29条 学会機関誌は、和文誌「実験社会心理学研究（英文名称：The Japanese Journal of Experimental Social Psychology）」を発行する。

第30条 実験社会心理学研究は、年2回発行し、グループ・ダイナミックスおよびその関連領域における未公開の論文および資料等、ならびに、本会の活動状況の報告等を掲載する。

第31条 実験社会心理学研究を発行するために、次の役員を置く。

1. 編集委員長
2. 常任編集委員
3. 編集委員

必要に応じて常任理事会の議決によって常任理事の中から副編集長を置くことができる。

第32条 編集委員長は、常任理事の互選によって会長以外の者から選出する。常任編集委員は常任理事が兼務する。ただし、編集委員長が運営上必要と認めた場合は、理事以外から若干名を委嘱することができる。

第33条 編集委員は実験社会心理学研究の発行に関する基本的事項を審議し、運営上の最終責任を負う。常任編集委員は実験社会心理学研究の質的な発展と向上に資するための活動を行なうとともに、所定の手続きをへて審査された研究論文の掲載等につき最終的な決定を行なう。審査の手続きについて、別途これを定める。

第34条 実験社会心理学研究の投稿資格は原則として本会会員に限る。ただし、実験社会心理学研究の目的に合致すると判断される場合は、本会会員以外の者の投稿を認めることができる。投稿・執筆および掲載規程は別に定める。

附 則

本会則細則は、1971年9月27日より発効する。

附 則

この改正会則細則は、1985年7月24日から発効する。

ただし、別表については、1986年度から適用する。

改訂会費は、1981年度より適用する。

この改正会費区細則は、1989年11月24日から発効する。

附 則

この改正会則細則は、1994年4月1日から発効する。

暫定移行措置

第19条第3項の会長選挙に関する規程にかかわらず、1994年度に選出される会長は選挙によって選出された理事の互選によるものとする。これにともない1994年度に選出される全国区理事の定数は10名とする。

附 則

この改正会則細則は、1996年3月5日から発効する。

改訂会費は、1995年度から適用する。

附 則

この改正会則細則は、1999年1月1日から発効する。

改訂会費は、1999年度から適用する。

附 則

この改正会則細則は、2000年10月2日から発効する。
ただし、第19条については、2000年5月1日から発効する。
改訂会費は、2001年度から適用する。

附 則

この改正会則細則は、2001年10月29日から発効する。

附 則

この改正会則細則は、2003年3月21日から発効する。改訂会費は2003年度から適用する。

附 則

この改正会則細則は、2006年5月26日から発効する。ただし、第33条については、2007年度から適用する。

附 則

この改正会則細則は、2010年8月28日から発効する。改訂会費は2011年度から適用する。

附 則

この改正会則細則は、2011年12月2日から発効する。ただし、第6章については、2012年度から適用する。

附 則

この改正会則細則は、2015年3月31日から発効する。

日本グループ・ダイナミックス学会諸規程

名誉会員規程

本 則

第1条（目 的） 本規程は、日本グループ・ダイナミックス学会会則第5条「正会員であって本会の運営・学術研究活動に功勞のあった個人を理事会が推薦し総会の承認を得たときはその者を名誉会員とする。」に基づき設けるものである。

第2条（資 格） この会の正会員で、当該年度末時点で満70歳以上に達している者の中より、次の各号のいずれかに該当する者を常任理事会が理事会に提案し、理事会の3分の2以上の承認を求める。

- (1) 通算2期（4年）以上の会長または常任理事経験者
- (2) 通算4期（8年）以上の理事経験者
- (3) 学会活動に著しい貢献があった者

第3条（権 利） 名誉会員に対しては、次年度以降の年会費・年次大会の参加費等の諸費用を免除する。また、毎年、学会誌を贈呈する。年次大会における研究発表と学会誌への投稿は、正会員と同等の資格を持つ。役員選挙における選挙権、被選挙権は持たない。

第4条（名簿掲載） 名誉会員の氏名等は、正会員とは別に学会会員名簿に記載する。

附 則

本規程の改訂は、常任理事会にて決定し、理事会の承認を要する。

本規程は2009年2月1日より施行する。

附 則

本規程の改定は、常任理事会にて立案し、理事会における出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。

この改定規程は2015年3月31日より施行する。

賛助会員規程

本 則

第1条（目 的） 本規程は、日本グループ・ダイナミックス学会会則第5条「賛助会員はこの会の事業に財政的援助をなす者で理事会が承認した個人、法人または団体とする。」に基づき設けるものである。

第2条（資 格） この会の目的に賛同し、この会の事業に財政的援助をなす者として正会員より推薦があった個人、法人または団体の中より、常任理事会が理事会に提案し、理事会の3分の2以上の賛同を得た者を賛助会員とする。

第3条（会費および特典） 日本グループ・ダイナミックス学会会則細則第24条の規程に基づき、年会費を一口20,000円とする。年会費二口以上の会員には、日本グループ・ダイナミックス学会大会の開催の案内、「実験社会心理学研究」（2冊／年）、学会会報（ぐるだいニュース）を送付する。年会費一口の会員には、大会開催の案内と学会会報を送付する。

附 則

本規程の改定は、常任理事会にて立案し、理事会における出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。

この改定規程は2015年3月31日より施行する。

優秀論文賞選考規程

本 則

第1条（目 的） 日本グループ・ダイナミックス学会は、会員の優れた研究業績を顕彰するために、前年度

刊行の「実験社会心理学研究」掲載論文の中から「優秀論文賞」を授与する。受賞者には、賞状および賞金100,000円を贈呈する。

第2条（選考委員会） 本賞の選考は、優秀論文賞選考委員会によって行う。編集委員全員で優秀論文賞選考委員会を構成する。選考委員長は「実験社会心理学研究」編集委員長が兼務する。

第3条（選考の手続き） 選考委員長の下で以下の手続きを経て選考する。

- (1) （選考委員による事前投票）選考委員は、前年度刊行の「実験社会心理学研究」掲載論文のすべて（展望論文、資料論文、特集論文を含む）を審査対象として、優秀論文賞候補にふさわしい論文3編以内を選び、1-3位の順位をつけて投票する。事前投票の結果は、1位論文3点、2位論文2点、3位論文1点と得点化した上で、集計する。なお、編集委員が掲載論文の著者に含まれる場合、すべての事前投票には参加しない。
- (2) （選考委員会（会議））事前投票の集計結果を基に、選考委員会において、授賞論文を決定する。選考委員会は、本賞にふさわしい論文がないと判断した場合には、授賞を見送ることができる。
- (3) （選考対象からの除外）上記の規程に関わらず、すでに本賞を受賞した論文の第1著者であった者を、第1著者とする論文は、選考の対象としない。ただし、過去に若手研究者部門で受賞した論文の第1著者を、第1著者とする論文を授賞論文とすることは妨げない。

附 則

本規程の改定は、常任理事会にて立案し、理事会における出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。この改定規程は2015年3月31日より施行する。

優秀学会発表賞選考規程

本 則

第1条（目 的） 日本グループ・ダイナミックス学会は、学会発表の活性化を図るために、当年の大会における発表の中から優れたものを選考し、「優秀学会発表賞」を授与する。

第2条（選 考） 本賞の選考は、別に定める「優秀学会発表賞」選考委員会によって行う。

第3条（本賞の対象者） 本賞の対象者は、第1著者である発表者が、発表時点において大学院在学中の者、または大学院修了後（退学後）5年以内の者とする。

第4条（選考委員の構成） 優秀学会発表賞の選考委員は、常任理事、理事、理事会の委嘱を受けた者で構成する。選考委員長は、常任理事の中から互選により選出する。

第5条（選考の手続き） 本賞の授与を希望する者は、大会発表申し込みの際、自らエントリーする。選考委員会は、エントリーされた発表に対して、選考委員長の下で以下の手続きを経て選考する。

- (1) （選考委員による事前投票）選考委員は、大会主催者の認定する発表部門（原則としてロング・スピーチ、ショート・スピーチ、English Session、ポスターの4部門）ごとに、優秀発表賞にふさわしい発表3編以内を選び、選考委員長に知らせる。
- (2) （選考委員長によるノミネート発表の決定）選考委員長は、委員から選ばれた発表に得点を与えて集計する。その結果にもとづいて、部門ごとにノミネート発表を上位3位まで（同順位を認める）決め、この結果を、選考委員に知らせる。
- (3) （発表の審査）選考委員は、1発表につき、理事（あるいは理事会の委嘱を受けた者）3人で、各ノミネート発表について学会当日の発表状況を審査し、得点を与え、選考委員長に伝える。
- (4) （選考委員長による受賞発表の決定）選考委員長は、事前投票および発表審査の得点を勘案して、発表部門ごとに最も評価の高かった発表を優秀発表として決定する。ただし、選考の過程で、本賞にふさわしい発表がないと判断した場合には、授賞を見送ることができる。選考委員長は、この結果を選考委員の承認を得たうえで、受賞者に賞状を送付して知らせる。また、この結果を学会ホームページで発表するとともに、次回の大会総会時に報告する。

第6条（受賞者の権利） 受賞者は、受賞した内容に関する論文を、第1著者として「実験社会心理学研究」に優先的に投稿する権利を有する。

- (1) 受賞者は、「特集論文」に準じた審査を受けることができる。ただし、投稿の権利は、受賞発表から1年間とする。
- (2) 編集委員会は、「特集論文」に準じて、主査および副査1名で審査を行う。主査および副査の選出は、通常の手続きに基づいて行う。

附 則

本規程の改定は、常任理事会にて立案し、理事会における出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。
この改定規程は2015年3月31日より施行する。

慶弔規程

本 則

第1条（弔慰見舞） 下記に従い、弔慰見舞を行う。

- (1) （香料）香料は贈呈しない。
- (2) （供物）現理事、常任理事経験者、および、名誉会員が死亡したときは、生花または花輪を贈呈する。
- (3) （弔電）現理事、常任理事経験者、および、名誉会員が死亡したときは、弔電を会長名で発信する。

第2条（弔慰見舞の贈呈方法） 現理事・常任理事経験者・名誉会員の所属機関ないし家族・親族より、本人が死亡したとの連絡を受けたときは、速やかに事務局および会長が協議し、第1条に定めた手続きをとる。

第3条（祝金） 祝金は贈呈しない。

第4条（祝電） 現理事、常任理事経験者、および、名誉会員が褒章・叙勲を受けたときは、祝電を発信する。

附 則

本規程は2000年12月3日より施行する。

附 則

本規程の改定は、常任理事会にて立案し、理事会における出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。
この改定規程は2015年3月31日より施行する。

国際学会発表支援制度規程

本 則

第1条（目 的）日本グループ・ダイナミックス学会は、会員の海外における学会発表を支援するために、日本国外で開催される学会において、単独または共同研究の責任者として口頭発表またはポスター発表を行う会員に対してその渡航費の一部を補助する制度を設ける。

第2条（補助年度・対象）本制度による渡航費補助は、毎年度若干名の会員（以下「補助対象者」と記す）を対象に行う。

第3条（選 考）本制度に対する応募資格に関する判断および補助対象者の選考は、委員会を構成して行う。

- (1) 選考委員会は、細則に定める基準に従って、補助対象者を推薦する。
- (2) 選考委員会により推薦された補助対象者は、常任理事会および理事会の承認を経た後に、採択が決定される。
- (3) 補助対象者の選考経過は、総会において報告されるものとする。
- (4) 選考委員会の構成および選考方法等については、細則に定める。

附 則

本規程の改定は、理事会における出席者の3分の2以上の同意をもって行う。

本規程は、2008年6月13日より施行する。

附 則

本規程の改定は、常任理事会にて立案し、理事会における出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。

本改定規程本則は、2015年3月31日より施行する。

附 則

本規程の改定は、常任理事会にて立案し、理事会における出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。

本改定規程本則は、2016年4月1日より施行する。

細 則

第1条 選考委員会は、常任理事の中から会長に任命された者を委員長とし、理事および一般会員から選出された委員若干名で構成する。

第2条 選考は、出願者の研究業績と当該学会での発表内容に基づいて行う。

第3条 補助金額は、渡航費の半額を目途に、当分の間1人あたり20万円を上限とする。また、当該の渡航に対して他の資金から補助を受けた場合には、その額を考慮して最終的に補助金額を決定する。その際、補助金の合計が渡航費用の総額を超えないことを目安とする。

第4条 補助対象者数は当分の間、予算の範囲内で決定する。

第5条 補助対象とする学会は募集年度内に海外で開催される国際学会とする。

第6条 補助対象者は、発表後、「ぐるだいニュース」等の学会刊行物において、その報告を行う義務を負う。

第7条 補助決定後、発表が不可能になった場合は、その旨を日本グループ・ダイナミックス学会に申し出て、補助金を返還する。

附 則

本細則は2008年6月13日より施行する。

附 則

本改定細則は、2015年3月31日より施行する。

附 則

本改定細則は2016年4月1日より施行する。

グルダイフラッシュ運用規約

本 則

第1条 (目 的) グルダイフラッシュ (JGDA_Flash) は、重要な情報を会員に速やかに届けることを目的とする電子メールを利用した学会広報活動である。

第2条 (発信内容) グルダイフラッシュ (JGDA_Flash) で会員に発信する情報は、原則として以下の性質を持った情報とする。

- (1) 本学会の運営に関する情報
- (2) 年次大会の開催に関する情報
- (3) 研究会・ワークショップ等の研究集会の開催情報

- (4) 学術誌の投稿論文募集情報
- (5) 研究助成金公募情報
- (6) 教員・研究員の公募情報
- (7) 共同研究の募集情報
- (8) その他、会員の学術研究活動に有益であると常任理事会が判断する情報

第3条（発信依頼） グルダイフラッシュ（JGDA_Flash）の発信を希望する会員は、office@groupdynamics.gr.jp宛に発信してほしい情報を添えて、要請のメールを送信する。広報担当常任理事および担当者は、内容を確認した後、発信の手続きをとる。

第4条（委託） グルダイフラッシュ（JGDA_Flash）の運用システムのメンテナンスは学会事務を委託した業者に委託する。

附 則

本規程の改定は、常任理事会にて立案し、理事会における出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。
この改定規程は2015年3月31日より施行する。

役員選挙投票注意事項

本 則

第1条 「役員選挙のお願い」の文書の中に、以下の注意事項を明記する。

（注意事項本文）

「次のような場合は、投票のすべて、または、一部が無効となります。

- ・投票用紙が、内封筒に入れられていない場合
- ・内封筒が密封されていない場合
- ・内封筒、あるいは、投票用紙に、投票者の氏名が書かれている場合・返信用封筒に投票者の住所、氏名が書かれていない場合
- ・会長選挙において、被選挙人以外の者を選出している場合
- ・全国区理事選挙の「40歳未満」の投票において、40歳以上の者を選出している場合
- ・地区別理事選挙において、投票者の属する地区とは異なる地区に属する者を選出している場合
- ・理事選挙において、名簿で×印が付された方々（連続して2期、理事である方々）を選出している場合」

附 則

本規程の改定は、常任理事会にて立案し、理事会における出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。
この改定規程は2015年3月31日より施行する。

研究の国際化支援制度規程

本 則

第1条（目 的） 日本グループ・ダイナミクス学会（以下、本学会）は、会員の研究の国際化を支援するための一方策として、会員が自らの研究成果を英文誌へ投稿する際に、英文校閲代金を補助する制度を設ける。

第2条（対 象） 本制度による校閲代金の補助は、本学会会員を対象として行う。

第3条（審 査） 補助金支給に関する判断は、常任理事会において行う。常任理事会は、細則に定める基準に従って、補助金支給の適否を判断する。

第4条（報 告） 補助対象者の氏名、補助金額については次年度の総会において報告されるものとする。

附 則

本規程の改定は、理事の3分の2以上の同意をもって行う。

本規程は、2010年4月1日より実施する。

附 則

本規程の改定は、常任理事会にて立案し、理事会における出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。

この改定規程は2015年3月31日より施行する。

細 則

第1条 申請者は申請時点において本学会会員であること。また申請時点で年会費を納入していること。

第2条 補助金の申請・支給は、会員一人につき、年度（4月～翌年3月）につき1回限りとする。また、1回につき補助金の上限を5万円とする。なお、改稿や再投稿などの複数回の論文投稿に関わる費用を合算した上で、あるいは複数の論文の投稿に関わる費用を合算した上で、補助金の申請を行うことを認める。加えて、補助の対象となる論文の投稿ならびに校閲の時期については、申請時以前であればいつのものでも可とする。

第3条 補助金の申請対象となるのは、論文投稿に関わる費用としての論文英文校閲費、及び、修正対応表等の校閲費とする。申請は日本円で行い、支給も日本円で行う。領収書が外貨建ての場合、申請日のレートで日本円に換算した金額で申請する。

第4条 投稿先の英文誌の領域は問わないが、掲載にあたって、査読が行われている雑誌でなければならない。

第5条 補助の対象となる論文は、グループ・ダイナミクスあるいは社会心理学、もしくはその双方の発展に寄与すると考えられる論文のうち、以下のどちらかの条件を満たす必要がある。

- (1) 本学会の過去のいずれかの年次大会で発表した研究に基づくものであること（申請の日を含む年度においては、発表することが確定していれば可とする）。
- (2) その他、常任理事会が適当と認めたもの。

第6条 本補助金の支給を希望するものは、以下のものを事務支局に提出すること。なお、提出書類は可能な限り電子情報としメールの添付ファイルとして提出すること。

- (1) 国際化補助金申請書
- (2) 投稿した論文（ファイル）
- (3) 校閲代金の領収書
- (4) 英文誌への投稿を証明する資料（受稿通知書など）

第7条 常任理事会は、提出された書類に基づき審議を行う。採択結果については、常任理事会で審議の後に、申請者に事務支局から通知する。

第8条 補助対象者は、本補助を受けた投稿論文が受理され公刊される際には、当該論文が本制度の補助を受けた旨を論文内に明記する義務を負う。また、論文が受理されたことを、学会事務支局に報告すること。

附 則

本細則は2010年4月1日より実施する。

附 則

この改定細則は2015年3月31日より実施する。

「実験社会心理学研究」編集方針・編集体制

本 則

第1章 目的と理念

第1条 (目的・理念) 本誌の刊行目的は国内研究の醸成・活性化である。従って、論文審査の基本方針は、投稿論文の欠点を指摘して掲載不可とするのではなく、貢献可能性を見つけだし、それが十分に展開されるよう援助することである。ただし、その貢献可能性が極めて小さかったり、科学的論文としての要件を満たしていないものは掲載不可の判断もやむを得ない。会員の研究成果をできるだけ早く公表するために、迅速な審査を心がける。著者に対する最初の審査結果通知は、投稿後3ヶ月以内に行う。また、掲載決定された論文はできるだけ早く公刊する。

第2章 論文審査規程

第2条 (投稿要件の確認) 新規投稿にともない、編集事務局は、当該論文が投稿要件(著者が本学会の会員であること)を満たしているかどうか確認する。筆頭著者は本学会の会員でなければならない。連名者に関しては、必要に応じ会員以外の者を含めることができる。

第3条 (二重投稿のチェック) 論文の到着月日を受稿月日として筆頭著者に通知する。そのさい、内容が重複している論文等を既に公刊(公刊予定を含む)しているか確認し、該当するものがある場合には、現物もしくはコピーを2部、編集事務局に送るよう依頼する。二重投稿の疑いがあるものについては、編集委員長、副編集委員長(以下副委員長)、主査が決まっている場合には主査も加わり、協議を行う。二重投稿と判断されたものは、常任編集委員会の承認を経た上で、受稿を拒否したりあるいは審査を打ち切る。

第4条 (再投稿) 以前に掲載不可もしくは取り下げとなった論文が別論文として再投稿された場合には、前回の主査と編集委員長との協議により、別論文とみなせるかどうか判断を行う。別論文と判断された場合には、通常受稿手続きに移行する。別論文とみなせないと判断された場合は、常任編集委員会の承認を経た上で、受稿を拒否したりあるいは審査を打ち切る。

第5条 (主査の決定) 投稿要件を満たすことが確認され次第、編集委員長は、副委員長と協議し、2週間以内に主査を決定する。主査は原則として本学会の理事とする。主査の決定にあたっては、著者との関係(過去にその学生の指導教員だったことはないか、同じ研究室の出身ではないか、など)に配慮する。著者に編集委員長または副委員長が含まれる場合、もしくは著者が編集委員長または副委員長の指導学生である場合、該当する一方は協議に参加せず、残る一方の責任で主査を決定する。

第6条 (主査への依頼) 主査が決定了ら、編集事務局より投稿論文を送付するとともに、審査期限が投稿受付時から3ヶ月以内であることを明確に伝える。その折に上記の理念ならびに編集方針を伝え了解を図る。

第7条 (副査の推薦) 主査には著者を顕名で伝える。主査は2週間以内に2名の副査を推薦し、編集事務局に連絡する。そのさい、副査には原則として1ヶ月以内に審査を行うことについての了承を得ることとする。副査の審査は匿名とするが、推薦にあたっては著者との関係を考慮する。副査は理事に限定せず、必要があれば非会員でも可とする。

第8条 (副査への依頼) 編集事務局は、主査の推薦に基づき、著者や所属・謝辞等が記載された1ページ目を除いた原稿を副査に送付し1ヶ月以内に審査結果を主査に送付するよう依頼する。その折に上記の編集方針を伝え了解を図る。

第9条 (コメントの作成) 主査は2名の副査の評価にもとづいて、論文の掲載可否ならびに改稿の必要性を判断し「総合コメント」を作成する。総合コメントは副査の審査を重視しつつ行うことを原則とするが、見解が対立した場合の改稿方針の決定や掲載の可否判断は、あくまで主査の責任で行うものとする。作業が終了したら、主査は、総合コメント、2名の副査のコメント、論文評価用紙を編集事務局宛送付する。評価用紙には、掲載の可否もしくは改稿原稿を主査のみで審査するか副査も含めて審査するか明記する。

第10条 (コメント作成の指針) 主査・副査はコメントの作成にあたり以下の諸点に配慮する。

- (1) 最初のコメントにおいて論文の問題点を可能な限りすべて指摘する。改稿により大幅な変更が予想される場合などは、「改稿原稿を見た上で、改めて審査する」ことをつけ加える。
- (2) 著者は最初のコメントで指摘された問題点を解決すれば掲載可になると受け取る傾向があるので、再審査において、前回触れなかった新しい問題点を指摘する場合には、その理由（例えば、「改稿によって新たな問題が生じたから」など）を著者に説明する。
- (3) コメントは、重要事項と参考事項を区別して記す。
- (4) コメントの量は、できるだけA4用紙3枚以内にまとめるよう留意する。著者の改稿意欲を促すように、建設的コメントを心がける。
- (5) コメントの作成にあたっては、丁寧な表現を用いることを心掛け、著者の人格を傷つけるようなことがないように注意する。

第 11 条（審査の超過期限） 編集事務局は、審査期限を超過した場合には、審査者に審査状況の問い合わせを行う。審査を依頼してから長期間経ってもコメントが返送されない場合、審査者に状況説明を求め、編集委員長は常任編集委員会の審議を経て、必要に応じ主査・副査の交替を行うことができる。また、主査もしくは副査に審査が続行できない事由が生じたさいには、編集委員長と副委員長の協議により、審査者の交替を含めすみやかに対応を図る。

第 12 条（審査結果の通知） 編集事務局は、論文評価を示す連絡とともに、主査の総合コメントと2名の副査のコメントを筆頭著者に送付する。編集事務局は両副査に主査の総合コメントならびにもう一方の副査のコメントを送付する。

第 13 条（論文の改稿） 著者は、総合コメントにしたがい論文の改稿を行う。改稿論文を送付するさいには、総合コメントにどのように対応したか明確になるような対照表を添付する。必要に応じて、両副査のコメントに対する対応も併記する。そのさい、審査者のコメントに対する反論や、指摘された点に関し改稿できない事由等があれば、対照表の中にきちんと明記する。

第 14 条（改稿の期限） 改稿が指示された場合、期限は原則として2ヶ月とする。また、改稿期限を超過しても著者から連絡のない場合には問い合わせを行う。

第 15 条（審査の打ち切り） 審査結果の通知を行ってから長期間改稿がなされない場合、著者に状況説明を求め、編集委員長は常任編集委員会の審議を経て、必要に応じ取り下げの勧告を行うことができる。

第 16 条（再審査） 改稿論文が送付されてきたら、編集事務局は前回の主査・副査のコメントを添付したうえで、改稿論文を主査（副査を含めた再審査の場合には副査にも）に送付する。再審査の審査期限は、副査を含む再審査の場合は2ヶ月以内（副査の審査期限は1ヶ月以内）、主査のみの場合は1ヶ月以内とする。再審査の超過期限に関する措置は第11条に準ずる。

第 17 条（審査経緯の報告） 主査は論文の審査が終了した時点で、編集委員長に対し掲載可否に関する結果を提案するとともに、審査経緯について簡単な報告を行う。

第 18 条（掲載決定と受理） 主査から掲載可の提案がなされた場合、編集委員長と副委員長との協議により、審査手続きや論文の形式上の問題についてチェックを行う。問題点が見受けられた場合、主査に連絡をとるとともに、編集事務局を通じ、必要に応じて著者あるいは審査者に連絡をとり、対応を依頼する。問題がなければ、編集委員長は、副委員長との協議結果、および主査による審査経緯の説明を常任編集委員会に提示し、審議を経て論文の受理決定を行う。結果はただちに筆頭著者に伝達する。

第 19 条（掲載不可決定） 主査から掲載不可の提案がなされた場合、編集委員長は、第18条と同様の手続きを経たうえで、副委員長との協議結果、および主査による審査経緯の説明を常任編集委員会に提示し、審議を経て論文の掲載不可決定を行う。結果はただちに筆頭著者に伝達する。

第 20 条（異議申し立て） 著者は、毎回の審査結果あるいは掲載可否の決定について異議のある場合、編集委員長に対し異議を申し立てることができる。異議申し立ての期間は、結果の受領後1ヶ月以内とし、原則として著者もしくは連名者が行うものとする。異議が申し立てられた場合、編集委員長は、副編集委員長および当該論文の主査と対応を協議する。必要に応じて副査に意見を求めることもある。協議結果は1ヶ月以内

に著者に連絡する。著者から再度異議申し立てがなされた場合、編集委員長は常任編集委員会を開催し、経緯報告を行ったうえで対応を審議し、結論が得られ次第、筆頭著者に伝達する。

第21条（論文の取り下げ） 著者は、事情に応じ論文の取り下げを行うことができる。その場合、事由を添付したうえで、編集事務局に連絡する。編集委員長は副委員長と協議のうえ、常任編集委員会に諮った上でこれを承認する。

第3章 「特集」

第22条（特 集） 「特集」は随時組むこととし、ひとつの明確な方向性をもつ3～4論文で構成する。著者は会員に限定しない。「特集」のテーマは、広く会員に公募し、常任編集委員会で検討する。ただし、「特集」によって、一般論文の掲載遅延が生じることは避ける。

第4章 編集体制

第23条（役 員） 実験社会心理学研究を発行するために次の役員をおく。

- (1) 編集委員長
- (2) 副編集委員長
- (3) 常任編集委員
- (4) 編集委員
- (5) 編集事務局

第24条（役員の選出） 編集委員長は常任理事の互選によって会長以外の者から選出する。副委員長についても常任理事会の審議により、常任理事の中から選任する。常任編集委員は常任理事が兼務する。編集委員は理事が兼務する。ただし、編集委員長が運営上必要と認めた場合は、理事以外から若干名を委嘱することができる（会則第33条）。

第25条（役 割） 編集委員は実験社会心理学研究の発行に関する基本的事項を審議し、運営上の最終責任を負う。常任編集委員会は、実験社会心理学研究の質的な発展と向上に資するための活動を行うとともに、所定の手続きを経て審査された研究論文の掲載等につき、最終的な決定を行う（会則第34条：一部）。

附 則

本規程の改定は、常任理事会にて立案し、理事会における出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。この改定規程は2015年3月31日より施行する。

「実験社会心理学研究」執筆・投稿規程

本則

本誌は、グループ・ダイナミクス、社会心理学における理論的・実証的・方法論的研究、基礎・応用研究、定量的・定性的研究に貢献する未公開の論文を掲載する。

第1条（投稿資格）

投稿の資格は、原則として、本学会員に限る。ただし、特集への投稿など、編集委員会が必要と認めた場合には、この限りではない。連名者に関しては、必要に応じ会員以外の者を含めることができる。

第2条（投稿できる論文）

投稿される論文は未公開のものに限る。定期刊行物(学術雑誌、商業雑誌、大学・研究所紀要など)や単行本として既刊、あるいは、これらに投稿中の論文は本誌に投稿できない。ただし、学会発表抄録や科研費等の研究報告書はその限りではない

第3条（論文種別）

論文の種別は、原著論文(Original Article)、資料論文(Short Article)、展望論文(Review Article)、Short Note に分けられる。

- ① 原著論文 問題提起と実験、調査、事例などに基づく研究成果、理論的考察と明確な結論をそなえた論文
- ② 資料論文 過去の研究成果に対する追加・吟味、新事実の発見、興味ある観察・事例報告、研究の遂行に有用な新たな方法、技術およびデータに関する報告など、資料的価値のある論文
- ③ 展望論文 グループ・ダイナミクス、社会心理学の重要なテーマについて、研究状況、主要成果、問題点等を解説し、研究の意義と今後の課題を論じる論文
- ④ Short Note 既に公刊された研究成果の再現性検証、速報性を重視した報告、萌芽的発想に立つ報告などについて、英語で書かれた論文。詳細は別途 [「実験社会心理学研究」 Short Note 投稿・編集規程](#) に定める。

第4条（採否決定と修正）

投稿原稿の採否決定、および、修正は、編集委員会による審査を経て行われる。

第5条（投稿原稿の構成）

投稿原稿の構成は、原稿本文が日本語か英語かによらず、以下の通りとする。

- ① 第1ページには、論文の種別（原著、資料、展望、Short Note）、日本語の論文タイトルと著者名、所属、英語の論文タイトルと著者名、所属、および、著者の連絡先、謝辞を記す。論文タイトルと著者名に付す注（第14条参照）があればあわせて記載する。優秀学会発表賞の受賞論文の場合は、その旨も記載する。
- ② 第2ページには、日本語の論文タイトル、および、日本語の要約、日本語のキーワードを記す。
- ③ 第3ページ以降に、原稿本文が続く。
- ④ 本文の後に、引用文献・脚注・図・表などを置く。

- ⑤ 最終ページには、英語の論文タイトル、および、英語のアブストラクト、英語のキーワードを記す。

第6条（要約とキーワード）

日本語の要約は500字程度、英語のアブストラクトは100～175語、キーワードは、日本語、英語とも3～5語とする。

第7条（投稿方法）

投稿は、e-mailへの添付ファイルとして送信する。ファイルは、本文と図表を1つのファイルにまとめ、付録とする資料がある場合はそれとは別にまとめ、必要事項を記入した投稿論文チェックリスト【新規投稿用】と共に、MS-WordまたはPDF形式で編集事務局（jjesp-hen@groupdynamics.gr.jp）まで送信する。ファイルサイズが大きいなどe-mailでの送信が困難な場合は、編集事務局にあらかじめ相談する。

第8条（原稿の判型）

本文と図表のファイルはA4判で作成する。図表については、横置きにすることを妨げない。

第9条（原稿の体裁）

本文の1ページは40文字×30行（縦置き）とする。図と表は、1ページに1つずつ書いて通し番号を付け、本文の後に置く。図と表には、それぞれ表1、表2、もしくは図1、図2のように通し番号をつけ、それらの表題も対応する図や表と同じページに明記する。

第10条（図表の挿入箇所指示）

表と図の挿入箇所は、本文中に、3行を用いて以下のように示す。

表1を挿入

第11条（付録の添付）

研究に用いた調査票、動画、音声、高解像度の写真、ローデータなど、本文と図表に含めるのは困難な資料や、審査の際に有用な資料を、付録として添付することができる。

第12条（特殊記号の使用制限）

本文中では、統計記号に慣例的にイタリック体を用いる場合などを除いて、原則として特殊記号は用いない。特殊記号を用いる場合は文章作成ソフトの機能を用いてそのように表記する。なお公刊の際、見出しはゴシック体となる。

第13条（引用文献）

引用文献は、本文中では、佐藤（1985）、（佐藤、1985）のように引用し、本文末尾にリストする。引用文献リストの記述スタイルに関する詳細は[日本心理学会（編）「執筆・投稿の手びき」](#)（最新版）の関連部分を参照のこと。

第14条（注）

注は原則として脚注とし、1から順に通し番号を付す。謝辞、学会発表抄録、科学研究費などの助成金、利益相反(COI: Conflict of Interest)、あるいは倫理審査に関する脚注は、論文タイトルに付す。投稿時と掲載時とで所属や氏名が異なる場合には、その著者名に掲載時の所属や氏名を付す。論文タイトルおよび著者名への脚注は、投稿原稿の第1ページのみに記載する。

第 15 条（英文校閲）

英語に関しては、英語を母国語とする人の校閲を経ること。

第 16 条（掲載ページ数）

原著論文は原則として機関誌掲載時 10 ページ以内、資料論文は機関誌掲載時 7 ページ以内、展望論文は原則として機関誌掲載時 16 ページ以内、Short Note は機関誌掲載時 4 ページ以内とする。なお、原著論文と展望論文については、編集委員会が必要とみなした場合にはこの限りではない。ただし、原則とするページを超過する場合、その扱いについては、別に定める内規に従うものとする。

第 17 条（付録の公開）

付録とする資料は、電子ジャーナルにおいて論文と合わせて公開することができる。投稿時に付したものに加え、審査過程で追加されたものも含めることができるが、必ず審査を受けたものに限る。

第 18 条（校正）

校正は初校のみ著者校正とし、記述は著者の責任とする。

第 19 条（別刷）

別刷を作成することができる。費用は著者負担とする。料金は別に定める。

第 20 条（データの保存）

本誌に掲載された論文の著者は、雑誌の刊行日から向こう 5 年間、論文中の記述を再現できるレベルのデータファイルを保存しなければならない。

第 21 条（著作権）

本誌に掲載された論文および付録とする資料の著作権は、日本グループ・ダイナミックス学会に帰属する。

附則

本規程の改定は、常任理事会にて立案し、理事会における出席者の 3 分の 2 以上の同意をもって決定する。この規程は 2017 年 10 月 1 日から施行される。

超過ページの取り扱いに関する内規

第 16 条に定められた機関誌掲載時ページを超過する場合の取り扱いについては、当該論文の著者が、超過ページ分の印刷代として 1 ページにつき 1 万円を学会に支払うこととする。

関連する規程等

[「実験社会心理学研究」編集・審査規程](#)

[「実験社会心理学研究」特集編集規程](#)

[「実験社会心理学研究」Short Note 投稿・編集規程](#)

日本グループ・ダイナミックス学会 研究者・実践者倫理に関する綱領

日本グループ・ダイナミックス学会は、すべての会員が基本的な人権を尊重し、真摯に研究を展開することを願っている。

本学会では倫理に関して以下の条項を定める。

1) 人権の尊重

本学会の会員は研究および実践活動を進めるにあたって、研究協力者となる個々人の人権を尊重しなければならない。とくに、集団に対する働きかけに際しては、成員個々人のみならず当該集団全体の健全さを損なうことのないように十分な配慮をしなければならない。

2) 説明と同意

研究および実践活動に際しては、研究協力者に対して事前に研究の目的や協力の内容を十分に説明し同意を得なければならない。その説明が誇大であったり虚偽を含んだりしてはならない。なお、事前の了解が諸活動の展開に支障がある場合には、説明可能になった時点で速やかに対処することとする。また、研究や実践活動を進めている途中において、研究協力者からの求めがあれば、その意思を尊重し研究や実践活動を中止しなければならない。さらに、研究協力者からの申し出がない場合でも、当該協力者にとって問題が生じる可能性があると考えられるときには同様の措置をとるものとする。研究結果を公表するにあたっては、関係者から同意を得ることが求められる。

3) 情報の管理および秘密の保持

研究および実践活動で得られた研究協力者に関わる情報については厳重に保管するとともに、秘密の保持に努めなければならない。また、同意された目的以外に情報を使用してはならない。

4) 不正の防止

研究および実践活動に際しては、論文の盗用や尺度の無断使用など、不正と認知される恐れのある行為をしてはならない。また、学会誌掲載論文でこの種の問題が起きた場合には、その旨を直ちに編集委員長に申し出るものとする。